

委員会提出議案第 2 号

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 6 月 22 日提出

秦野市議会運営委員会
委員長 和田 厚 行

提案理由

次の任期より議員定数が 24 人となることから、議会運営委員、資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数を 9 人に改めるとともに、常任委員会を 3 常任委員会とし、その名称、委員の定数及び所管を改めるため、改正するものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第7条第2項中「10人」を「9人」に改める。

別表総務常任委員会の項中「6人」を「8人」に改め、同表文教福祉常任委員会の項中「7人」を「8人」に改め、同表中

「

環境産業常任委員会	1 環境産業部の所管に属する事項	6人
	2 農業委員会の所管に属する事項	
都市建設常任委員会	1 建設部の所管に属する事項	6人
	2 都市部の所管に属する事項	
	3 下水道部の所管に属する事項	
	4 水道局の所管に属する事項	

」

を

「

環境都市常任委員会	1 環境産業部の所管に属する事項	7人
	2 建設部の所管に属する事項	
	3 都市部の所管に属する事項	
	4 下水道部の所管に属する事項	
	5 水道局の所管に属する事項	
	6 農業委員会の所管に属する事項	

」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年9月11日から施行する。